

# 中国における「商標権侵害判断基準 に関する理解と適用」の解説（後編）

北京慧龍律師事務所  
北京銀龍知識産権代理有限公司

中国弁護士 傅 文浩



北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。傅氏は、中国で高校を卒業後、2003年来日し、日本の大学の法学部に入学した。その当時、中国における模倣品の問題がクローズアップされていたことから知財に興味を持ち、大学3年次から知財に関する授業やゼミを受け、更に知財について学ぶために大学院に進学した。大学・大学院では、日本の知的財産法を中心に学んだ。2011年に中国に帰国し、北京銀龍に入社した。主に日本クライアントからの中国商標関連業務を担当している。

## 【概要】

中華人民共和国国家知識産権局は、2020年6月15日に「商標権侵害判断基準（以下、「基準」という。）」を公布し同日から施行した。その後、基準についてのより正確な理解の促進のために、2022年8月12日に「『商標権侵害判断基準』に関する理解と適用（以下、「基準の適用」という。）」を公布した。基準は、商標としての使用、同一または類似商品または役務の判断、同一または類似商標の判断、需要者の混同、販売者の法的責任の免除、商標権者の抗弁などの内容について細かく規定している。また、基準の適用は、基準の各条について、具体的な事例をあげて説明している。本稿の後編では、基準の適用で紹介されている事例を参照しつつ、「同一または類似商標の判断基準に関する運用」、「需要者の混同の判断基準に関する運用」、「販売者の法的責任の免除に関する基準の運用」、「商標権侵害の抗弁に関する基準の運用」について解説する。

なお、基準の各条については、以下の関連記事を参照されたい。

「中国における商標権侵害判断基準の解説」

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2021/12/902c51e5fc7a09b458a42bc9613f04ed.pdf>

## 【詳細及び留意点】

## 3. 同一または類似商標の判断基準に関する運用

まず、同一商標の判断について、権利侵害の疑いのある商標は、商標専用権に関する商標と同一商標に該当する場合、登録商標模倣罪となる可能性もあり、刑事罰の対象になるおそれがあるため、非常に重要な規定といえる。そこで、基準第 13 条では、完全同一の商標、および、視覚効果または音声商標の聴覚感知にほとんど相違がなく、需要者が区別つかない商標を「同一商標」と規定している。

## 【事例 4：「GXG」商標の刑事事件】（「基準の適用」 事例 10）

## a. 事実概要

寧波中哲慕尚控股有限公司は、第 25 類の被服などの商品に、第 10312535 号「**GXG**」商標を登録した。その後、更新登録出願を経て、現在、商標専用権の権利満了日は 2033 年 2 月 20 日である。

ある公安機関は、事件に関与した乙が被服および商品の包装に「GXG FASHION」商標を使用していることを発見した。



被疑商品の写真

## b. 争点

被疑商品における商標「GXG FASHION」と登録商標「**GXG**」と同一商標に該当するか否か。

### c. 当局の判断

被疑商品における商標「GXG FASHION」と登録商標「**GXG**」とは、文字構成が完全同一ではないが、実際の使用において、当事者は「GXG」の文字を目立つように使用し、「FASHION」の文字を小さくして商標の底部に使用する。「GXG」が当該商標の顕著な部分であり、「FASHION」は当該商標の顕著な部分ではない。かつ、「FASHION」とは流行りを意味し、商標として被服、ズボンなどの商品に使用する場合、識別力欠如の部分に該当する。したがって、被疑商品に使用する商標と登録商標とは、外観上、ほぼ相違が存在せず、需要者が通常の注意力によって視覚で両者を区別することが困難であり、ほぼ相違が存在せず、区別できない状況に属するため、両者が同一商標と判断できる。

## 4. 需要者の混同の判断基準に関する運用

商標権侵害の判断においては、同一または類似商品または役務における、同一または類似商標であるかの判断と同時に、混同が生じているか否かも判断しなければならない（基準第 19 条）。混同については、①被疑商品または役務が、登録商標の商標権者によって生産または提供されると需要者が混同に至る場合。②被疑商品または役務の提供者が、登録商標の商標権者と出資関係、使用許諾、フランチャイズまたは協力関係などその他の関係を有すると、需要者が誤認に至る場合、の 2 つがある（基準第 20 条）。

### 【事例 5：「SECOM」商標の事件】（「基準の適用」 事例 14）

#### a. 事実概要

セコム株式会社は、第 9 類センサ、オシロスコープなどの商品に、第 3785872 号「SECOM」商標を登録した。その後、更新登録出願を経て、現在、商標専用権の権利満了期限日は 2025 年 10 月 6 日である。

当事者である深センの会社丙は、電子製品の販売業者であり、実際に販売されている電子製品に製造メーカーの商標が付されているが、それらには「SECOM」商標は付されていない。一方、パンフレット、会社のホームページ、会社入り口の表示板、フロント受付担当者が発行した入社証明、従業員の名刺に「SECOM」が使用

されている。商標権者は、上記の丙の行為が登録商標の専用権を侵害していると主張する。

#### b. 争点

丙が、パンフレット、会社のホームページ、会社入り口の表示板、フロント受付担当者が発行した入社証明、従業員の名刺に商標を使用する行為は、商標権侵害に該当するか。

#### c. 当局の判断

まず、丙が、実際に流通しているセンサなどの電子製品にはメーカーの商標が表示されており、「SECOM」商標が表示されていないため、丙が登録商標の指定商品と同一商品を販売する場合、需要者は、被疑商品が商標権者が生産または提供する商品と判断することがない。

ただし、当事者がパンフレット、会社のホームページなどに「SECOM」商標を使用すると同時に、登録商標と同一の商品を販売する行為および関連役務を提供する行為は、両者の間に出資関係、使用許諾、フランチャイズまたは協力関係などを有すると需要者が容易に誤認するため、商標権者の商標にある商業的名誉にフリーライドして不当な経済的な利益を獲得することになる。

よって、当該行為は、商標専用権を侵害する行為に該当する。

### 5. 販売者の法的責任の免除に関する基準の運用

権利侵害の被疑者が、被疑商品の提供元の名称、住所、連絡方法などに関する的確な情報または参考情報について自ら提供する場合、商標法第 60 条第 2 項が規定する「提供者を説明」に該当する（基準第 28 条）。ここでいう「的確な情報」とは、行政機関が被疑商品の提供者を発見できるレベルに達していなければならない。

また、被疑者が商標法第 60 条第 2 項に該当する場合、行政機関は、販売停止命令を命じることができるが、被疑者が再び被疑商品を販売する場合、法に基づいて処罰しなければならない（基準第 29 条）。

## 【事例 6：「成峰」商標の事件】（「基準の適用」 事例 29）

## a. 事実概要

安徽省のある水利開発公司（以下、「安徽省開発社」という。）は、ある住宅団地のプロジェクト工事の施工において天津市のある商業貿易有限公司（以下、「天津市貿易社」という。）とポンプの購入契約を締結した。

契約を締結する際に、天津市貿易社は上海成峰流体設備有限公司（以下、「上海成峰社」という。）と締結した契約書、発行されたインボイス、銀行の入金証明および技術サービスの提供を委託する委任状を、安徽省開発社に提示した。契約締結後、天津市貿易社は、安徽省開発社に 16 台の「成峰」ブランドのポンプを提供し、出荷に伴い検査報告書と出荷合格証などの関連資料を添付し、インボイスを発行した。

安徽省開発社が購入し、販売するポンプについて、いずれも商標専用権を侵害する商品であることが、商標権者の上海成峰社によって立証された。

安徽省開発社は、関連商品が権利侵害品であることを知らないと主張し、法的責任の免除を主張した。

## b. 争点

安徽省開発社の法的責任を免除できるか。

## c. 当局の判断

安徽省開発社の法的責任は、免除できない。その理由は、以下の通りである。

第一、出荷に伴う検査報告書と、出荷合格証に記載される型番が異なり、真正な商品であることに疑義を持つことは当然な状況であった。

第二、天津市貿易社は、上海成峰社となんの取引関係もないことを書面をもって証明し、安徽省開発社と締結された契約の捺印は、自ら捺印したものではないことを立証した。つまり、安徽省開発社の契約相手は、実際は真の天津市貿易社ではなく、偽の天津市貿易社であった。

第三、（中国では容易にインボイスの真偽を確認できるのにも拘わらず）偽の天津市貿易社が作成したインボイスを安徽省開発社は疑義なく受け取った。

よって、安徽省開発社は、「成峰」ブランドのポンプを購入する際に、合法的な出所の商品であるとの注意義務を怠ったため、法的責任を免除できない。

## 6. 商標権侵害の抗弁に関する基準の運用

先使用权は、商標権侵害の抗弁として設けられている（基準第 33 条）。

「国家知識産権局が『商標法』第 59 条第 3 項の適用問題に関する回答」によれば、先使用权の成立には、5 つの要件を満たす必要性がある。

- ①登録商標の出願日より前に使用すること。
- ②商標権者の使用より前に使用すること。
- ③登録商標の出願日より前に使用商標が「一定の影響力を獲得している」こと。
- ④本来の（先使用していた）商品または役務について、本来の（先使用していた）地域などの使用範囲を超えてはならないこと。
- ⑤商標権者が区別するための標章を付すことを求めた場合、先使用权者はその区別するための標章を付さなければならないこと。

先使用权が成立する場合、商標の使用者は本来の範囲内において商標の継続的使用が認められるが、以下に掲げる内容に該当する場合、本来の範囲内における使用ではないと判断される。

- ・商標が使用する商品または役務を増やす場合
- ・商標の図形、文字、色彩、構成、フォントなどの内容を変更する場合

【事例 7：「合川桃片」商標の事件】（「基準の適用」 事例 35）

### a. 事実概要

2009 年 9 月 21 日、重慶市合川区桃片管理協会は、第 30 類桃風味の菓子を指定商品とする第 7711726 号「合川桃片」なる地域団体商標を申請し、2010 年 3 月 28 日に登録された。

2013年、重慶市合川区桃片管理協会は、元四川省綿陽市商工局に対し、綿陽市飛利達食品有限公司（以下、「飛利達社」という。）が生産、販売している桃のスライスの包装に合川桃片の文字を無断で使用し、合川桃片の商標専用権を侵害していると主張した。

飛利達社は、2006年8月30日に設立され、主にキャンディ、菓子、魚などの食品を生産販売する食品の生産加工と販売に従事する企業である。2007年から自社が生産販売している桃のチップ製品の包装の顕著な位置に合川桃片の文字を表示していた。2008年の四川大地震後に生産を停止し、2011年に生産を再開した。よって、その使用は先行の使用行為に基づいており、元の範囲内で使用を続ける権利があると主張した。

#### b. 争点

飛利達社は先使用权を有するか。

#### c. 当局の判断

飛利達社は、先使用权を有しないと判断した。その理由は以下の通りである。

第一、飛利達社は、「合川桃片」なる商標の出願日より前に当該商標を桃またはその風味の菓子に使用していることを立証できなかった。

第二、重慶地域において桃風味のお菓子をスライス状に製造する方法が知られており、その風味が独特で、重慶市合川地域特有な要素および自然と緊密な関連性を有し、需要者の間に大きな影響力を持っていた。一方、飛利達社は、合川地域に属さず、かつ製品の包装に「重慶特産の百年風味」などの表示を使用しているため、需要者の産地誤認および出所混同を招く行為を行っており、善意ではないと判断できる。

第三、地域団体商標の場合、特定の地域の自然的な要素または人文的な要素に関わっており、需要者に産地誤認を与える場合、仮に、当該地域団体商標の出願日より前に使用していたとしても、その後の継続的な使用は許されない。

したがって、飛利達社の先使用权は、認められない。

【ソース】

「中華人民共和国商標法」

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/7/30/art\\_95\\_28179.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/7/30/art_95_28179.html)

※中国のサイトへ日本からアクセスする場合には、通信状況により接続に時間がかかるか、または接続できない場合があるので注意されたい。

「商標権侵害判断基準」

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/6/17/art\\_2091\\_169598.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/6/17/art_2091_169598.html)

「『商標権侵害判断基準』に関する理解と適用」

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/8/12/art\\_66\\_177297.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/8/12/art_66_177297.html)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)